

公益社団法人 関西小型船安全協会とは…

1978年(昭和53年)3月に社団法人関西小型船安全協会は海上安全指導員の活動を支える組織として出発、2014年(平成26年)4月1日に公益社団法人としてスタートしました。

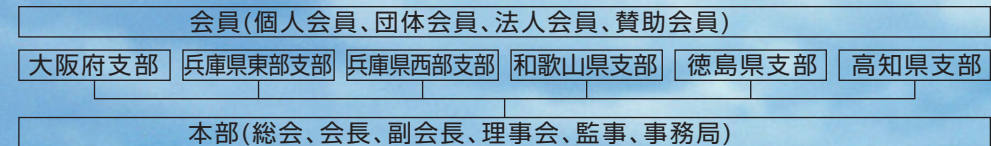
当協会はモーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船などの小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与し、社会に貢献することを目的としています。

その目的を達成するため、以下の事業を実施しています。

1. 公衆に対する小型船舶の交通安全にする教育、
2. 小型船舶に対する安全パトロール、
3. 小型船舶の交通安全思想の普及及び宣伝、
4. 小型船舶の交通安全に関する調査及び研究、
5. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

これらの事業は兵庫県南部、大阪府、和歌山県、徳島県及び高知県の沿岸海域で行っています。

組 織



活動内容

公益社団法人 関西小型船安全協会は、会員の皆様へ次のような様々なサポートをいたします。

1. 海上安全講習会(講義及び実技)の開催
2. 海事関係法令・航海計画の相談
3. 海上安全指導員への推薦
4. 安全パトロール艇への推薦
5. 各種イベント参加及び開催の相談
6. 各種情報満載の広報誌(しおかぜ)の発行
7. ポスター、パンフレットの無料配布
8. 会員旗、ステッカー(船体貼付用)の提供
9. 艇の保管、整備などに関する各種相談
10. その他、航行安全に関する相談

このほかにも、会員の方々への特典を検討しています。

海上安全指導員

マリナーを愛する人にとってプレジャーボートの海難防止は避けては通れない課題です。

マリナー活動の活発化に伴いプレジャーボート海難は増加しておりここ近年の全国の船舶種別海難隻数はワーストワンを記録しています。

楽しいはずのレジャーが一転して不幸な結末を迎える海難が後を絶ちません。

このようなプレジャーボート海難を防ぐために日々活躍されている方々がいます。海上保安庁から指名されたボランティアの海上安全指導員です。

海上安全指導員の方々は、安全に海を楽しむことができることを願って、安全講習会、安全パトロール活動、訪船指導等を行い、皆様のスキルアップ、マナーアップのお手伝いをしています。

「長期間海上安全指導員として活動頂いた方への表彰制度があり、毎年、海の日(7月中旬)に当協会会員が受賞されています。表彰は規定に従って国土交通大臣表彰、海上保安庁長官表彰、第五管区海上保安本部長表彰、保安部署長表彰があります。」



入会のご案内



公益社団法人
関西小型船安全協会

個人会員:入会金なし 年会費3,500円
入会ご希望の方は当協会ホームページからお申し込みいただくか、FAXあるいはメールをお願いいたします。

電話(0798)33-6616

FAX(0798)39-8805

ホームページURL <http://www.kan-shoankyo.or.jp/>

協会メールアドレス kan-shoankyo@crux.ocn.ne.jp

会員種別	金額/年額	備 考
正会員	法人会員	12,000円以上
	個人会員	3,500円以上
	団体会員	2,000円
1,000円		会員数30人以上の団体で会員一人あたり
賛助会員	金額は規定しない	賛助会費を納め、本会の事業に協力する。



会員証



皆様も是非、会員となって安全活動を支えませんか。マリナーの愛好家の安全我々自身の手で!!